# 共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合(以下「当健保組合」という)では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、 ③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任部署名及び SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合の管理責任者名について、次のように公表 いたします。

### 1. 健康診査事業の共同実施について

当健保組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、各事業主ともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

#### 2. 共同利用する健診データ項目について

- ・法定健診(定期健康診断)並びに健康保険組合の実施する特定健康診査並びに生活習慣 病健診及びその他各検診全データ項目。
- ・上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定、指示事項 など。

#### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

・当健保組合、当健保組合加入の全ての事業主、産業医及び委託先事業者

#### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康 を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者 が健康な日常生活を送れるように、当健保組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、各事業主において管理し、産業医の判定と指示にしたがって、 保健師による健康相談、保健指導を実施します。

当健保組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、当健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業 医、保健師による健康相談、保健指導を実施します。

また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基 に階層化し、特定保健指導を行います。

## 5. 健診データの管理責任部署名及び当健保組合の管理責任者について

- ・各事業主の健康管理担当部門の長
- 当健保組合 常務理事